

第19号議案

島根県立大学条例の一部を改正する条例

島根県立大学条例（平成11年島根県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「学生寮使用料を」の次に「、大学の大学院の博士課程（後期）に在学せず学位論文をもって学位の授与を申請する者は学位論文審査手数料を」を加え、同条第2項中「及び学生寮使用料」を「、学生寮使用料及び学位論文審査手数料」に改める。

第11条を第12条とする。

第10条中「及び授業料」を「、授業料及び学位論文審査手数料」に改め、同条を第11条とする。

第9条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 大学の大学院の博士課程（後期）において、3年以上在学し、修了に必要な単位を修得し、及び必要な研究指導を受けた上で退学した者が、退学した日の翌日から起算して1年以内に学位論文の審査を申請する場合は、学位論文審査手数料を免除することができる。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（学位論文審査手数料の納付時期）

第9条 学位論文審査手数料は、学位論文をもって学位の授与を申請するときに納付しなければならない。

別表に次のように加える。

学位論文審査手数料	1件につき 57,000円
-----------	---------------

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。